

○ 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 「略」</p> <p>2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。</p> <p>〔3・4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	